

令和5年1月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

放射性同位元素等の規制に関する法律における未承認放射性医薬品等の
取扱いについて

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長、同省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、並びに原子力規制庁長官官房安全規制管理官（放射線規制担当）の連名にて各都道府県等衛生主管(部)局長に対して標記通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下、RI法という。）の施行令等が改正されたことについて、改正の概要及び留意事項について周知を依頼するものです。

改正の概要については、「1 RI法適用除外規定の構造の見直し」「2 未承認放射性医薬品等に関する規制の合理化」「3 体外診断用放射性医薬品の原料又は材料に関する規制の明確化」「4 放射性治験薬の運搬に関する適用法令の明確化」の4点が示されております。また、留意事項については、「1 病院等における未承認放射性医薬品等の使用について」「2 未承認放射性医薬品等の運搬について」が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267